

項番	項目名	形式			内 容
		モード	最大 バイト	項目 形式	
20	画像等手術支援加算	数字	1	固定	<p>画像等手術支援加算を算定可能な診療行為であるか否かを表す。</p> <p><基本項目、合成項目、準用項目> 0：「1」から「5.6」以外の診療行為 1：ナビゲーションによる支援加算（2,000点）を算定可能な診療行為 2：実物大臓器立体モデルによる支援加算（2,000点）を算定可能な診療行為 3：ナビゲーション又は実物大臓器立体モデルによる支援加算（共に2,000点）を算定可能な診療行為 4：患者適合型手術支援ガイドによる支援加算（2,000点）を算定可能な診療行為 5：ナビゲーション又は患者適合型手術支援ガイドによる支援加算（共に2,000点）を算定可能な診療行為 <u>6：実物大臓器立体モデル又は患者適合型単回使用骨手術用器械による支援加算（共に2,000点）を算定可能な診療行為</u></p> <p><加算項目、通則加算項目> 0：「1」、「2」、「<u>4</u>」及び「4.5」以外の診療行為 1：ナビゲーションによる支援加算自体 2：実物大臓器立体モデルによる支援加算自体 4：患者適合型手術支援ガイドによる支援加算自体 <u>5：患者適合型単回使用骨手術用器械による支援加算自体</u></p> <p>※ 「基本項目」及び「合成項目」等の種別は、項番68「告示等識別区分（1）」を参照。</p>
21	医療観察法対象区分	数字	1	固定	<p>医療観察診療報酬点数表において算定可能な診療行為であるか否かを表す。</p> <p>0：「1」から「4」以外の診療行為 1：入院に限り出来高部分で算定可能な診療行為 2：入院外（通院）に限り出来高部分で算定可能な診療行為 3：入院及び入院外（通院）に出来高部分で算定可能な診療行為 4：医療観察診療報酬点数表に規定する診療行為</p>
22	看護加算	数字	2	可変	<p>看護加算に関する診療行為であるか否かを表す。</p> <p>看護加算コードは「別紙7-3」のとおりである。</p>

